

Enjin

第20回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

株式会社 Enjin

証券コード 7370

日 時 **2026年8月27日(木)**
10:00～ 受付開始
9:30

場 所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階
日本橋ホール

議 案 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

Purpose

社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する

We produce the excellent person who is helpful for the society as many as possible.

Mission

あらゆる価値を「可視化」する

Visualize every value.

Message

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

当社グループは「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出する」ことをパーパスとして、社会全体の幸福度を高めていけるようなサービスを提供していくために事業を営んでいます。PR支援サービスという伝えるチカラを通じて、魅力のある企業・団体等を世の中に増やし、それにより、社会の役に立つ人々が増えていくこと。世の中そのものが良くなること。それが当社グループが実現したいことです。当社グループのお客様が、競合他社よりも一歩先んじるために寄り添い、共に成長し続けていきたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年8月12日
(電子提供措置の開始日2026年8月5日)

株 主 各 位

証 券 コ ー ド 7370
東京都中央区銀座五丁目13番16号
株 式 会 社 E n j i n
代表取締役 本 田 幸 大
社 長

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第20回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.y-enjin.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスの上、銘柄名（会社名）「Enjin」又は証券コード「7370」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2026年8月26日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階 日本橋ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、次の事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載していません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・事業報告の「会社の株式に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
 - ・会計監査人の監査報告書
 - ・監査等委員会の監査報告書

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後6時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後6時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2026年8月26日（水曜日）
午後6時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2026年8月27日（木曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-782-031（平日9:00～17:00）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

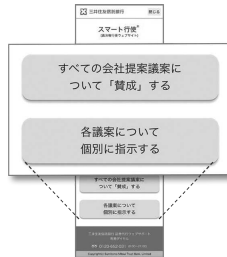
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



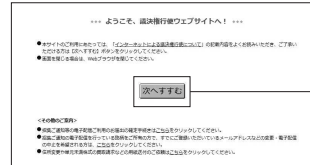
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

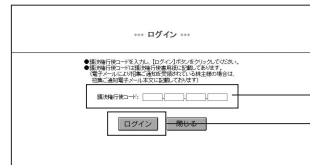
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

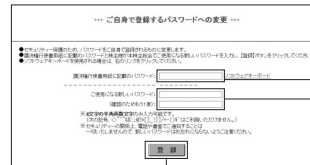
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。事業基盤充実のため、業績動向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としており、長期的視野に立った安定的な成果配分を継続していくために、財務基盤の強化を前提として、配当と自己株式の取得を含めた総還元性向の目標値を当期純利益に対する30%としております。この方針に基づき、2026年5月期の期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき40円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 20円
総額 136,406,360円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年8月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業拡大・多様化に対応するために、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとしていたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。
(1) ～ (13) (条文省略)	(1) ～ (13) (現行どおり)
(新設)	<u>(14) 不動産の売買、仲介及び管理業務</u>
(新設)	<u>(15) 不動産の有効活用に関する企画、調査及びコンサルティング業務</u>
(新設)	<u>(16) 不動産の広告宣伝、マーケティング及び調査業務</u>
(新設)	<u>(17) 資産運用及び財務形成に関するコンサルティング業務</u>
(新設)	<u>(18) 会員制コミュニティの企画、運営及び会員向けセミナー、研修その他の情報提供サービス</u>
(新設)	<u>(19) 人工知能 (AI) を用いたシステム、ソフトウェア及びアプリケーションの企画、開発、運営及び提供</u>
(新設)	<u>(20) AIを活用した情報処理サービス及びデータ解析サービスの提供</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(21) クラウドコンピューティングを利用した各種サービスの企画、開発及び提供</u>
(新設)	<u>(22) 情報システム及びソフトウェアの受託開発、保守及び運用</u>
(新設)	<u>(23) ITコンサルティング及びDX支援事業</u>
(新設)	<u>(24) 観光事業の企画、立案及びプロデュース</u>
(新設)	<u>(25) 他の会社の株式又は持分の取得、保有及び管理</u>
(新設)	<u>(26) 子会社及び関係会社の経営管理並びにこれに附帯又は関連する業務</u>
<u>(14) 前記各号に附帯する一切の業務</u>	<u>(27) 前記各号に附帯する一切の業務</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	ほん だ こう だい 本 田 幸 大 (1979年8月1日生)	2004年4月 株式会社矢動丸プロジェクト入社 2007年3月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2011年11月 株式会社アジアハーブアソシエーション ジャパン代表取締役 2018年2月 特定非営利活動法人Candy Action代表理事（現任）	1,123,980株
2	ひら た ゆう じ 平 田 佑 司 (1978年7月15日生)	2001年4月 松山高治税理士事務所入所 2002年9月 山田正克会計事務所入所 2006年11月 株式会社矢動丸プロジェクト入社 2007年3月 当社入社 2018年2月 特定非営利活動法人Candy Action監事（現任） 2019年5月 当社取締役社長室長 2020年1月 当社取締役経営企画本部長 2020年8月 当社取締役（現任）	100,000株
3	きく かわ れい 菊 川 怜 (1978年2月28日生)	1998年 ファッション誌 専属モデルに起用 1999年以降 TVドラマ、映画、CM、報道番組、舞台 など多数出演（現職） 2002年10月 NTV系ワイドショー メインキャスター 2012年7月 FNS系情報番組 サブ司会 2025年8月 当社取締役（現任）	-株

- (注) 1. 本田幸大氏は、当社の親会社等に該当いたします。同氏は、同氏の資産管理会社である株式会社S & Sホールディングスにおいて代表取締役の地位にあります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 菊川怜氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

4. 菊川怜氏を候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたりメディア業界で築いてこられた幅広い人脈と情報発信に関する知見、豊富な経験を活かし、当社のメディアエージェンシー機能の強化に資すると共に、女性ならではの視点を活かして中立的かつ客観的な立場から当社の経営に貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任しております。
5. 当社は、菊川怜氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該契約により補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 菊川怜氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
8. 上記取締役候補者の所有する当社の株式の数は、2026年7月13日現在のものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	く どう りゅうのしん 工 藤 竜之進 (1983年1月29日生)	2007年11月 最高裁判所司法研修所入所 2008年12月 弁護士登録 2009年1月 TMI総合法律事務所入所 2017年1月 同所パートナー（現任） 2019年7月 当社監査役 2024年8月 当社取締役（現任）	一株
2	よし だ よし ひろ 吉 田 桂 公 (1979年6月15日生)	2004年10月 弁護士登録 のぞみ総合法律事務所入所 2006年4月 日本銀行へ出向 2007年4月 金融庁へ出向 2009年4月 のぞみ総合法律事務所復帰 2013年1月 同所パートナー（現任） 2023年8月 当社監査役 2024年8月 当社取締役（現任）	一株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	稲 葉 雄 一 (1968年4月29日生)	1998年2月 株式会社博報堂キャプコ（現株式会社博報堂ＤＹキャプコ）入社 1998年7月 株式会社メンバーズ入社 1999年2月 株式会社インピリック電通（現株式会社電通ダイレクト）入社 2001年4月 株式会社電通テック入社 2006年10月 ナレッジスイート株式会社（現ブルーテック株式会社）設立 2021年1月 株式会社イタミアート 社外取締役 就任（現任） 2022年10月 ブーストマーケティング株式会社 設立 代表取締役社長 就任 2023年4月 ＢＢＤイニシアティブ株式会社 設立 代表取締役社長 就任 2023年12月 ブーストマーケティング株式会社 取締役 就任 2026年5月 株式会社ヘッドウォータース 取締役会長 就任（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 工藤竜之進氏及び吉田桂公氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 工藤竜之進氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、その知見に基づいた意見が期待できるものと判断したためであります。選任後はコンプライアンス等に関して、弁護士としての専門的な見地から監査等委員である社外取締役としての立場で取締役会において発言いただくことを期待しております。
4. 吉田桂公氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、吉田氏は金融業界に長年勤務し、金融・財務の分野における高い専門的知識及び弁護士として豊富な経験と深い見識を有しております。これまでの豊富な経験と高い見識から、監査等委員である社外取締役に適切な人材と判断したためであります。選任後は、当社の監督機能の客観性及び中立性を確保していただくことを期待しております。
5. 工藤竜之進氏及び吉田桂公氏は現在、当社の社外取締役（監査等委員）であります。社外監査役及び監査等委員である取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、それぞれ7年及び3年となります。
6. 当社は、工藤竜之進氏及び吉田桂公氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。なお、両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 稲葉雄一氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。同氏が原案通り選任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 稲葉雄一氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は広告・マーケティング業界における幅広い実務経験を有し、複数の事業会社の設立・経営に携わるなど、経営者としての高い見識と豊富な経験を有しております。当社は、同氏のこうした経営者としての経験に基づく客観的かつ専門的な視点が、当社の監査・監督機能及び経営の透明性の一層の強化に資するものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
9. 当社は、稲葉雄一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額であります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回契約更新時においても同内容での更新を予定しております。
11. 上記各候補者の所有する当社の株式の数は、2026年7月13日現在のものであります。

以上

事業報告

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資を背景として、緩やかな回復基調で推移しております。一方で、物価上昇や人手不足による人件費の増加に加え、米国の政策動向や中東情勢の緊迫化による世界経済への影響が懸念されており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境下において、当社グループは「社会の役に立つ立派な人間を一人でも多く輩出すること」をパーパス（存在意義）とし、「あらゆる価値を可視化する」ことを全てのサービスの根幹となるミッションと位置づけ、PRコンサルティングサービスを主軸としたPR事業を展開してまいりました。

当社は、複数のメディアを活用し、クライアントのニーズに合わせた企業メッセージ発信を支援しています。テレビ、新聞、雑誌、ラジオといった既存メディアに加え、自社メディアを通じたWEB/SNS展開を可能にするマルチメディア戦略により、クライアントのブランド価値を多角的に最大化しています。

また、子会社のアズ・ワールドコムジャパン株式会社ではメディアリレーション、イベント支援、リスクマネジメントなど多岐にわたるオーダーメイドのPR支援を強みとし、民間企業に留まらず、国内外の政府系案件にも対応してまいりました。

当連結会計年度においては、当社グループの事業基盤の拡大を目的として、株式会社クロスロード及び株式会社En Journey（旧田辺観光バス）の株式を取得し、新たに連結子会社といたしました。また、株式会社En Journeyを通じて株式会社ホテルズを子会社化したほか、株式会社AI Accelerator、株式会社En Casa、株式会社Enjin Payment Service及び株式会社Enjin-Asset Managementを新たに設立し、いずれも連結の範囲に含めております。これにより、当連結会計年度より連結計算書類を作成する会社の範囲が前連結会計年度から大きく変動しております。なお、株式会社En Journey及び株式会社ホテルズについては、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当期は貸借対照表のみを連結し、損益計算書は連結しておりません。

創業以来20年にわたり築いてきた7,000社を超える顧客基盤を活かし、新たに連結子会

社となった各社とのグループ内における顧客の相互送客や、不動産・旅行・広報PR周辺の各事業を組み合わせたサービス拡充を進めてまいりました。これらの取り組みを通じてグループ全体のシナジー創出を図り、総合力の強化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の連結業績は、売上高2,699,018千円（前期比7.6%減）、営業利益361,468千円（前期比57.0%減）、経常利益419,032千円（前期比50.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益250,253千円（前期比53.6%減）となりました。

売上高は、主力のPR事業における人員減少の影響等により、前連結会計年度に比べ220,680千円減少いたしました。利益面につきましては、売上高の減少に加え、新たに連結子会社となった各社の事業特性を反映して、売上原価が250,511千円増加し、売上原価率が前連結会計年度の20.0%から30.9%へ上昇したことから、売上総利益が471,191千円減少いたしました。販売費及び一般管理費は前連結会計年度とほぼ同水準であったものの、上記の売上総利益の減少により、営業利益は361,468千円（前期比57.0%減）となりました。

また、当連結会計年度において、オフィスの移転・解約に伴い、建物附属設備等の固定資産について減損損失43,973千円を特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度より、株式会社クロスロードの新規連結に伴い、報告セグメントとして新たに「不動産事業」を加えております。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①PRコンサルティングサービス

PRコンサルティングサービスは複数のメディアを活用したマルチメディア戦略及びPR戦略の提案から実行支援までを一貫して行い、経営戦略や営業戦略と連携したコミュニケーション戦略を展開しております。当連結会計年度におけるPRコンサルティングサービスの売上高は2,150,462千円（前期比15.7%減）、セグメント利益は428,161千円（前期比45.4%減）となりました。

②メディアプラットフォームサービス

メディアプラットフォームサービスはPRプランナーを介さずにPC・スマートフォン上でメディアマッチングができるサービス「メディチョク」を展開しています。当連結会計年度におけるメディアプラットフォームサービスの売上高は195,173千円（前期比46.9%減）、セグメント損失は62,032千円（前年同期は51,245千円のセグメント利益）となりました。

③不動産事業

当連結会計年度より新たに加わった不動産事業におきましては、不動産の売買・賃貸等を中心に事業を展開し、売上高は353,383千円、セグメント利益は4,975千円となりました。なお、当事業は株式会社クロスロードの株式取得に伴い当連結会計年度より連結の範囲に含めたものであり、同社の業績は取得日以降（2026年3月1日から2026年5月31日まで）の期間を連結しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は22,252千円であり、主な内容は、オフィスの内装工事並びにPC及びオフィス備品の購入等であります。なお、株式会社En Journey及び株式会社ホタルスについては、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度の設備投資には含めておりません。

なお、当連結会計年度の設備投資は主として当社（PR事業）に係るものであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当連結会計年度においてオフィスの移転・解約に伴い、建物附属設備等の固定資産について減損損失43,973千円を特別損失に計上しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、M&Aによる子会社の取得及び新会社の設立を積極的に進め、株式会社クロスロード、株式会社En Journey、株式会社ホテルス、株式会社En Casa、株式会社AI Accelerator、株式会社Enjin Payment Service等を新たにグループに加えました。これにより、当社グループは、従来のPR事業に加え、不動産関連事業、観光・旅客運送事業を新たに擁すると共に、AI関連事業、ファクタリング事業、資産運用事業等の新規事業の立ち上げを進めており、多様な事業領域を有する企業集団へと発展しております。

このような事業環境のもと、当社グループが対処すべき主要な課題は、次のとおりであります。

①取得・新設子会社の統合とグループシナジーの創出

当連結会計年度に取得・設立した子会社について、経営方針・管理体制の統合を着実に進めると共に、グループ各社が有する顧客基盤・ノウハウ・販売網を相互に活用し、グループ全体としての企業価値向上に資するシナジーの創出に取り組んでまいります。

②グループ経営管理体制及び内部統制の整備・強化

グループの急速な拡大に対応するため、連結ベースでの経営管理体制、内部統制及びコンプライアンス体制の整備・強化を図ります。各子会社に対する適切なモニタリング体制を構築し、グループガバナンスの実効性を高めてまいります。

③新規事業の早期の事業基盤確立と収益化

AI関連事業、ファクタリング事業及び資産運用事業等の新規事業については、当連結会計年度は先行投資の段階にあります。市場ニーズを的確に捉えたサービス開発と事業基盤の確立を進め、早期の収益化を目指してまいります。

④各事業領域の持続的成長と人材の確保・育成

既存事業及び新たに加わった各事業領域において、持続的な成長を実現するため、事業ごとの競争力強化に取り組めます。あわせて、多様化する事業を支える人材の確保・育成及び組織体制の充実を図ってまいります。

⑤財務基盤の維持・強化と資本効率の向上

グループ拡大に伴う投資と財務規律の両立を図り、健全な財務基盤を維持・強化すると共に、資本効率を意識した経営に努めてまいります。

当社グループは、これらの課題に的確に対応することで、企業集団としての持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第17期	2023年度 第18期	2024年度 第19期	2025年度 第20期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	3,267,043	2,919,699	2,699,018
経 常 利 益 (千円)	—	1,078,370	844,062	419,032
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	—	749,011	539,211	250,253
1株当たり当期純利益 (円)	—	105.08	76.72	35.79
総 資 産 (千円)	5,493,864	5,054,743	5,302,835	5,115,651
純 資 産 (千円)	4,163,923	4,357,296	4,643,547	4,424,179
1株当たり純資産額 (円)	572.95	621.71	658.20	644.39

(注) 連結子会社のみなし取得日を第17期末日としていることから、第17期においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成していません。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第17期	2023年度 第18期	2024年度 第19期	2025年度 第20期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	3,481,014	3,064,252	2,818,069	2,254,901
経 常 利 益 (千円)	1,313,995	1,076,157	854,263	425,514
当 期 純 利 益 (千円)	879,400	755,796	542,810	257,834
1株当たり当期純利益 (円)	119.45	106.03	77.23	36.88
総 資 産 (千円)	5,070,064	5,038,241	5,292,010	4,986,207
純 資 産 (千円)	4,166,004	4,366,163	4,656,012	4,422,199
1株当たり純資産額 (円)	573.24	622.97	659.97	647.32

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主な事業内容
アズ・ワールドコムジャ パン株式会社	10百万円	100%	対 外 的 P R
株式会社クロスロード	10百万円	66%	不 動 産 事 業
株式会社 E n J o u r n e y	15百万円	51%	旅客自動車運送業
株式会社ホテルス	1 百 万 円	51% (注2)	旅 行 業

- (注) 1. 当社は、2026年3月1日に株式会社クロスロード、株式会社 E n J o u r n e y (旧田辺観光バス)、2026年4月1日に子会社株式会社 E n J o u r n e y を通じて株式会社ホテルスの株式を取得し、連結子会社としております。
2. 株式会社ホテルスに対する議決権の割合は、子会社である株式会社 E n J o u r n e y を通じた間接保有分です。

(7) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
P R 事 業	PRコンサルティング、PRプラットフォーム事業、 広告代理業
不 動 産 事 業	不動産売買及び賃貸業、不動産管理業、不動産開 発業
観 光 関 連 事 業	一般貸切旅客自動車運送業、旅行業、その他の観 光関連事業

(8) 主要な事業所

①当社

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 中 央 区

②子会社

名 称	所 在 地
アズ・ワールドコムジャパン株式会社	東 京 都 中 央 区
株 式 会 社 ク ロ ス ロ ード	東 京 都 港 区
株 式 会 社 E n J o u r n e y	和 歌 山 県 西 牟 婁 郡
株 式 会 社 ホ タ ル ス	大 阪 府 大 阪 市 中 央 区

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
149名	13名増

②当社の従業員数

従 業 員 数	前事業年度末比増減
126名	3名減

(注) 上記従業員には、臨時従業員（アルバイト・派遣社員）を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,298,200株

(3) 株主数 5,931名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社 S & S ホールディングス	3,000,000 株	43.98 %
本田 幸大	1,123,980 株	16.47 %
株式会社 W i s e W e a l t h	152,800 株	2.24 %
平田 佑司	100,000 株	1.46 %
金室 貴久	60,900 株	0.89 %
株式会社 W	59,900 株	0.87 %
楽天証券株式会社	40,010 株	0.58 %
鉢嶺 登	31,900 株	0.46 %
細郷 和幸	31,000 株	0.45 %
豊田 秋雄	30,700 株	0.45 %

(注) 当社は、自己株式(477,882株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実に図るため、2026年1月13日開催の取締役会決議に基づき、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、自己株式を取得することといたしました。当該決議の内容及び当事業年度における取得状況は、以下のとおりであります。

①取締役会決議の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	400,000株（上限）
取得価額の総額	300,000,000円（上限）
取得期間	2026年1月14日から2026年7月31日まで
取得方法	東京証券取引所における市場買付

②当事業年度における取得状況（2026年5月31日現在）

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の数	205,600株
取得価額の総額	166,893,100円

（注）上記の自己株式の取得は、当事業年度末日以降も継続しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	本 田 幸 大	特定非営利活動法人Candy Action代表理事
取締役	平 田 佑 司	特定非営利活動法人Candy Action監事
取締役	菊 川 怜	
取締役 (監査等委員)	工 藤 竜之進	TMI総合法律事務所 パートナー
取締役 (監査等委員)	吉 田 桂 公	のぞみ総合法律事務所 パートナー
取締役 (監査等委員)	古 田 靖 幸	

- (注) 1. 取締役菊川怜、工藤竜之進、吉田桂公及び古田靖幸の4氏は、社外取締役であります。
2. 取締役菊川怜氏及び取締役（監査等委員）古田靖幸氏は2025年8月22日開催の第19回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
3. 2025年8月22日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、取締役多鹿晴雄氏は辞任により退任いたしました。
4. 当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員である取締役工藤竜之進、吉田桂公及び古田靖幸の3氏は、いずれも社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。また、社外取締役菊川怜氏についても、同取引所に独立役員として届け出ております。
5. 当社は、常勤の監査等委員を選定しておりません。これは、監査等委員が内部監査部門との連携等により必要な情報を適時に入手できる体制を構築しており、常勤者を選定せずとも実効的な監査を行うことができると判断しているためであります。
6. 監査等委員工藤竜之進氏は弁護士であり、企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査等委員吉田桂公氏は金融庁への出向経験等を有し、金融・財務の分野における高い専門的知識及び弁護士としての豊富な経験と深い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 原口博光氏は、2026年1月14日をもって辞任により取締役を退任いたしました。同氏の退任により、当社の代表取締役は代表取締役社長本田幸大の1名となりました。なお、同氏の退任後におきましても、法令及び定款に定める取締役の員数は満たしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年8月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下において同じ。）の報酬制度は、固定報酬である基本報酬と株式報酬で構成されております。個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、指名・報酬委員会の諮問の上、取締役会の決議により決定し、株式報酬については、株主総会で決議された報酬限度額及び株式数の範囲内で株式交付規程の定めにより決定することを基本方針としております。社外取締役及び監査等委員である取締役については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしており、監査等委員である取締役の報酬額については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、役位、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定します。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。個別付与株式数は、株主総会決議により決定された取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とし、譲渡制限付株式報酬の総額100百万円の限度内かつ付与株式の総数年35,000株の限度内において、当社の業況、職責等をもとに取締役会決議により決定しております。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数を監査等委員である社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置しております。当社の取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会の答申を受けて、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当職務や貢献度、業績等に応じて、取締役会の決議により報酬を決定しており、取締役会としては当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	80,690 (2,700)	80,690 (2,700)	—	—	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,200 (12,900)	13,200 (12,900)	—	—	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	93,890 (15,600)	93,890 (15,600)	—	—	8 (4)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2024年8月23日開催の定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。
- 上記報酬等のほか、2024年8月23日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年8月23日開催の定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 上記の報酬等の総額及び員数には、2025年8月22日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名及び当事業年度中に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名に対する、退任までの在任期間に係る報酬等が含まれております。
4. 当事業年度中に退任した取締役1名に割り当てていた譲渡制限付株式について、当該取締役の退任に伴い、譲渡制限付株式割当契約に基づき当社が無償で取得いたしました。これに伴い、当該譲渡制限付株式に係る株式報酬費用9,560千円を当事業年度において戻し入れており、上記の非金銭報酬等の額に反映しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	菊 川 怜	社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、メディア業界における豊富な経験と情報発信に関する知見を活かし、中立的かつ客観的な立場から当社の経営に対して有益な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	工 藤 竜之進	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、弁護士としての専門的知見から当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	吉 田 桂 公	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、弁護士としての専門的知見から当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	古 田 靖 幸	社外取締役就任後に開催された取締役会13回のうち12回出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち12回出席し、米国公認会計士としての専門的知見から当社の適正な業務運営に資する発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置及び監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2024年8月23日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社及びグループ子会社は、役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社及びグループ子会社は「コンプライアンス規程」を制定し、法令及び定款の内容と共に全社に周知・徹底する。
2. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
3. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図ると共に、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
4. 監査等委員である取締役は、取締役会への出席及び業務執行状況の調査等を通じて、公正不偏な立場から、取締役の職務執行を監査する。また、監査等委員である取締役は、会社の業務に適法性を欠く又はそのおそれのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる体制を構築する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社及びグループ子会社は「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い適切に保存及び管理を行う。
2. 取締役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社及びグループ子会社は「リスク管理規程」を制定し、全社に周知・徹底すると共に、各部署との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直しを行う。

2. 緊急事態発生時には、代表取締役を責任者として対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ的確に対処する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 2. 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社及び関連会社を含めた事業運営に関する重要な事項の決定に関して当社への事前承認又は事前報告を徹底し、当社による統括的な管理体制を構築する。
 2. 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社に対する内部監査を定期的実施する。
 3. 子会社及び関連会社の各社ごとの規模を踏まえ、内部統制の実効性を高める方策、リスク管理体制など、必要な指導及び支援を実施する。
- ⑥監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査等委員会が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会はこれを任命し、補助業務に当たらせる。
 2. 補助使用人は、監査等委員会を補助するための業務に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査等委員会の指揮・命令にのみ服する。
 3. 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑦監査等委員会への報告に関する体制
1. 監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人はこれに応じて速やかに報告する。

2. 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに監査等委員会に報告する。
 3. 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査等委員会に報告する体制を整備するものとする。
- ⑨監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨当社及びグループ子会社の役職員に周知・徹底する。
- ⑩監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査等委員会は、法令に従い、その構成員の過半数を社外取締役とし、公正かつ透明性を確保する。
 2. 監査等委員会は代表取締役及び取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る
 3. 監査等委員である取締役は、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。
 4. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。
 5. 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑫財務報告の信頼性を確保するための体制
1. 財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役を筆頭として、全社的な統制活動及び各業務プロセスレベルの統制活動を整備し、その運用体制を構築する。
 2. 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進すると共に、財務報告に係る社内規程等の適切な整備及び運用を行う。

3. 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば、必要な改善・是正を行うと共に、関係法令との適合性を確保する。
4. 財務報告に係る内部統制の評価担当者は、当社の財務報告に係る内部統制について適時に監査を行い、是正や改善の必要があるときには、被監査部署に是正・改善を求め、被監査部署は速やかにその対策を講ずる。

⑫反社会的勢力の排除に向けた体制

1. 当社及びグループ子会社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求には応じないことを基本方針とし、「反社会的勢力対応規程」を定め、当社及びグループ子会社の役員、従業員に周知徹底する。
2. 平素より、関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時は、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①重要な会議の開催状況

当事業年度において取締役会を13回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、活発な意見交換がなされております。また、常勤取締役、監査等委員である常勤取締役、部門長等からなる経営会議を原則月1回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

②コンプライアンス・リスク管理に関する取り組み

コンプライアンス意識の徹底を図るため、全社員を対象として、定期的にインサイダー取引及びハラスメント等の内容を含むコンプライアンスにかかる研修を実施しました。リスク管理の観点からは、コンプライアンス違反行為等を把握するため 内部通報制度を設け、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

③監査等委員会の監査体制

当事業年度において監査等委員会を13回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、当事業年度において13回開催された取締役会への出席のほか、重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査人との情報交換、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧等を行うことで、取締役による業務の執行を監査しております。

④子会社の管理体制の運用状況

当連結会計年度において、当社は、株式の取得及び新会社の設立により子会社が増加したことを踏まえ、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社への事前承認又は事前報告を求める体制を運用しております。

各子会社からは、業績及び重要な意思決定に関する報告を定期的に受け、当社による統括的な管理のもとでグループ経営の適正性の確保に努めております。また、当社の内部監査室は「内部監査規程」に基づき子会社に対する内部監査を実施する体制を整備しており、当連結会計年度に新たに子会社となった各社については、内部統制の整備状況の把握を進めると共に、各社の規模に応じた必要な指導及び支援を行ってまいります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

現在導入の予定はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけております。事業基盤充実のため、業績動向及び財政状況等を総合的に勘案しながら、中間配当及び期末配当による株主の皆様への利益還元に努めることを基本方針としております。

長期的視野に立った安定的な成果配分を継続していくために、財務基盤の強化を前提として、株主還元における基本方針を配当と自己株式の取得を含めた総還元性向といたします。総還元性向の目標値を当期純利益に対する30%とし、残りの70%は成長投資に振り分けます。(ただし、大規模な資金需要が発生した場合にはこの限りではありません。) 配当と自己株式の取得の比率につきましては、市場環境等に基づき都度決定いたします。

この方針は、資本市場の動向や今後の事業環境を勘案し、当社の将来の成長投資機会を考慮した上で、株主の皆様への還元を積極的行おうとするものであります。

なお、配当の回数は、期末配当として年1回又は中間配当を含めた年2回を基本方針としております。これらの剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,879,502	流 動 負 債	634,185
現 金 及 び 預 金	1,739,599	買 掛 金	47,373
売 掛 金	87,973	1年内返済予定の長期借入金	15,644
棚 卸 資 産	542,691	未 払 金	42,945
未 収 入 金	217,844	未 払 費 用	47,861
前 払 費 用	87,996	未 払 法 人 税 等	11,113
そ の 他	215,683	前 受 金	414,656
貸 倒 引 当 金	△12,285	賞 与 引 当 金	28,518
固 定 資 産	2,236,149	そ の 他	26,073
有 形 固 定 資 産	164,718	固 定 負 債	57,286
建 物	78,569	長 期 借 入 金	51,270
車 両 運 搬 具	69,196	繰 延 税 金 負 債	3,160
工 具、器 具 及 び 備 品	12,354	そ の 他	2,854
土 地	3,686	負 債 合 計	691,472
そ の 他	912	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	153,676	株 主 資 本	4,399,032
ソ フ ト ウ エ ア	18,754	資 本 金	905,856
顧 客 関 連 資 産	27,428	資 本 剰 余 金	910,441
の れ ん	107,349	利 益 剰 余 金	3,047,138
そ の 他	143	自 己 株 式	△464,404
投 資 そ の 他 の 資 産	1,917,753	その他の包括利益累計額	△4,116
投 資 有 価 証 券	1,536,398	その他有価証券評価差額金	△4,116
長 期 貸 付 金	227,160		
繰 延 税 金 資 産	41,806	新 株 予 約 権	7,238
破 産 更 生 債 権 等	22,763	非 支 配 株 主 持 分	22,025
そ の 他	112,389	純 資 産 合 計	4,424,179
貸 倒 引 当 金	△22,763	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,115,651
資 産 合 計	5,115,651		

連 結 損 益 計 算 書

(2025年 6 月 1 日から
2026年 5 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	2,699,018		
売上原価	833,475		
売上総利益	1,865,543		
販売費及び一般管理費	1,504,075		
営業利益	361,468		
営業外収益			
受取利息及び配当金	10,476		
有価証券利息	28,448		
有価証券売却益	6,624		
為替差益	12,512		
その他	20,930		78,992
営業外費用			
支払利息	1,295		
投資事業組合運用損	8,189		
固定資産除却損	797		
和解金	8,350		
その他	2,795		21,428
経常利益	419,032		
特別利益			
会員権売却益	578		
新株予約権戻入益	646		1,225
特別損失			
減損損失	43,973		43,973
税金等調整前当期純利益	376,284		
法人税、住民税及び事業税	108,221		
法人税等調整額	13,651		
当期純利益	254,411		
非支配株主に帰属する当期純利益	4,157		
親会社株主に帰属する当期純利益	250,253		

連結株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金
当 期 首 残 高	905,162	875,162	3,114,176	△259,254	4,635,246	415
当 期 変 動 額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	694	694	—	—	1,388	—
剰余金の配当	—	—	△317,291	—	△317,291	—
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	250,253	—	250,253	—
自己株式の取得	—	—	—	△166,906	△166,906	—
譲渡制限付株式報酬	—	34,584	—	△38,243	△3,658	—
新株予約権の消却	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額	—	—	—	—	—	△4,532
当期変動額合計	694	35,279	△67,038	△205,149	△236,214	△4,532
当 期 末 残 高	905,856	910,441	3,047,138	△464,404	4,399,032	△4,116

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	7,884	—	4,643,547
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株予約権の行使）	—	—	1,388
剰余金の配当	—	—	△317,291
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	250,253
自己株式の取得	—	—	△166,906
譲渡制限付株式報酬	—	—	△3,659
新株予約権の消却	△646	—	△646
株主資本以外の項目の当期変動額	—	22,025	17,494
当期変動額合計	△646	22,025	△219,367
当 期 末 残 高	7,238	22,025	4,424,179

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 : 8社

主要な連結子会社の名称 : アズ・ワールドコムジャパン株式会社
株式会社クロスロード
株式会社 En Journey
株式会社ホテルス

連結の範囲の変更 : 株式会社クロスロード、株式会社 En Journey、並びに株式会社ホテルスについては、当連結会計年度において株式を取得したことにより、それぞれ当連結会計年度から連結子会社に含まれております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は5月31日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 : 個別法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕 掛 品 : 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

販 売 用 不 動 産 : 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	6～38年			
車	両	運	搬	具	2～6年
工具、器具及び備品		2～15年			

② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソ	フ	ト	ウ	エ	ア	自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
顧	客	関	連	資	産	その効果の及ぶ期間（7年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

PRコンサルティングサービス

当社は、複数のメディアを活用し、クライアントのニーズに合わせた企業メッセージ発信を支援しています。テレビ、新聞、雑誌、ラジオといった既存メディアに加え、自社メディアを通じたWEB/SNS展開を可能にするマルチメディア戦略により、クライアントのブランド価値を多角的に最大化しています。

また子会社のアズ・ワールドコムジャパン株式会社ではメディアリレーション、イベント支援、リスクマネジメントなど多岐にわたるオーダーメイドのPR支援を強みとしています。

収益の認識については、契約内容において一定期間で履行義務が充足される場合は、契約期間にわたり均等に、契約に定められた金額に基づき収益を認識することとしております。一時点で履行義務が充足される場合は、役務の提供完了時点で履行義務を充足したとして収益を認識しております。

メディアプラットフォームサービス

PRプランナーを介さずにPC・スマートフォン上でメディアマッチングができるサービス「メディチョク」を展開しています。このプラットフォームでは、顧客はメディアへ情報発信ができ、メディアは掲載情報募集ができます。これにより、双方の情報を確認し、直接的なメディアリレーションが可能です。顧客はメディアからのオファーに積極的にアプローチすることもできます。

収益の認識については、一定期間で履行義務が充足される場合は、契約に定められた月額提供金額に基づき収益を認識することとしております。顧客に対するソリューションサービスのうち、一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

不動産事業

不動産事業として、主に資産運用型マンション・収益不動産の販売（不動産開発事業）及び不動産の仲介事業を行っております。収益の認識について、不動産開発事業における資産運用型マンション・収益不動産の売却については、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っており、当該履行義務は物件を引き渡した一時点で充足されるため、当該引渡時点において不動産売買契約に基づく売買代金を収益として認識しております。

また、不動産の仲介事業については、顧客との媒介契約に基づき当該物件の契約成立及び引渡しに関する義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

なお、当社グループの取引に関する支払条件は通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間（10年以内）を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

会計上の見積りに関する注記

(アズ・ワールドコムジャパン株式会社に係るのれん及び顧客関連資産の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	46,468千円
顧客関連資産	27,428千円

アズ・ワールドコムジャパン株式会社の取得により生じたのれん及び顧客関連資産を連結計算書類に計上しております。

2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれんは、株式の取得原価と企業結合日における識別可能な資産及び負債に対して配分した額との差額から算出しております。顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すと期待される超過収益の現在価値として算出しております。のれんの償却期間及び現在価値は、算定の基礎とした事業計画に基づく投資の合理的な回収期間等を参考にして効果の発現する期間を合理的に見積っております。

当社は、のれん及び顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間にわたって定額法により規則的に償却しております。また、減損の兆候判定においては、主に取得日時点の当初事業計画と実績との比較に基づき、超過収益力等の毀損の有無を検討しており、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

当連結会計年度末において、取得時の当初事業計画との差異が生じたことから減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否を検討しております。検討の結果、当連結会計年度に策定した見直し後の事業計画に基づいた同社の事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失の認識は不要と判断しております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、見直し後の事業計画を基礎として算定しており、主要な仮定は、売上高見込みに含まれる契約獲得予測であります。契約獲得予測については営業体制の見直し等による販売拡大効果を織り込んでおります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動等により影響を受ける可能性があり、事業計画策定に用いた仮定の見直しが必要となった場合、のれん及び顧客関連資産の評価に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

仕掛品	8,074千円
貯蔵品	356千円
販売用不動産	534,261千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 188,305千円

連結損益計算書に関する注記

固定資産に係る重要な減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
事務所	建物等	東京都中央区

当社グループは、主に事業セグメントを基本単位として資産のグルーピングを行っています。将来の使用の見込みがなくなった遊休資産など、独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められるものは、個別の資産グループとしております。当連結会計年度において、事務所の一部について移転の意思決定を行ったことから、事務所の建物等は将来使用の見込みがなくなった遊休資産として認識したため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失43,973千円として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物38,904千円、その他5,068千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	7,280,200	18,000	—	7,298,200
合計	7,280,200	18,000	—	7,298,200
自己株式				
普通株式	237,267	240,615	—	477,882
合計	237,267	240,615	—	477,882

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加18,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加240,615株は、主に取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月22日 定時株主総会	普通株式	176,073	25.00	2025年5月31日	2025年8月25日
2026年1月13日 取締役会	普通株式	141,218	20.00	2025年11月30日	2026年1月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年8月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	136,406	20.00	2026年5月31日	2026年8月28日

3. 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び総数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 330,200株 |
|------|----------|

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して行っております。また、資金調達については主に自己資本による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。破産更生債権等は、金銭債権のうち、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権であります。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用並びに未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

長期貸付金は役員等に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資目的の債券等、投資目的の投資事業組合出資、業務上の関係を有する企業の株式であります。市場価格のない株式等以外のものについては、市場価格の変動リスクに晒されております。外貨建ての投資信託等については、為替の変動リスクに晒されております。市場価格のない株式等については、投資先企業の財政状態等により価額変動のリスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。破産更生債権等は、取引先ごとの回収可能性を定期的に把握する体制としております。長期貸付金は担保を設定し、保有状況や残高を定期的にモニタリングしております。

投資目的の債券については、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスクの管理

投資有価証券について、定期的に時価、為替変動、発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達の流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期貸付金	227,160	221,748	△5,412
(2) 投資有価証券	1,432,694	1,432,694	—
(3) 破産更生債権等	22,763	22,763	—
貸倒引当金 (*)	△22,763	△22,763	—
	—	—	—
資産計	1,659,854	1,654,442	△5,412
(1) 長期借入金	66,914	65,788	△1,126
負債計	66,914	65,788	△1,126

(*) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

- (1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (2) 「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「前受金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。
- (3) 当連結会計年度の連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項の取り扱いを適用し、時価開示対象とはしておりません。当該出資は連結貸借対照表計上額「投資有価証券」に103,703千円で計上しております。

(4) 金銭債権及び満期のある投資有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,739,599	—	—	—
売掛金	87,973	—	—	—
未収入金	217,844	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券 (社債)	—	300,000	—	—
その他	—	200,000	200,000	—
合計	2,045,416	500,000	200,000	—

(5) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	15,644	14,568	14,160	13,038	6,319	3,185
合計	15,644	14,568	14,160	13,038	6,319	3,185

(注) 1. 「1年以内」は、「1年内返済予定の長期借入金」の返済額であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の 時 価 …………… 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の 時 価 …………… 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の 時 価 …………… 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	90,448	—	—	90,448
社債	—	586,360	—	586,360
その他	—	455,886	—	455,886

(注) 1.時価の算定に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）第24－16項に定める取扱いに従って、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。
当該出資の連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度103,703千円です。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期貸付金	—	221,748	—	221,748
投資有価証券 満期保有目的の債券 (社債)	—	300,000	—	300,000
破産更生債権等	—	—	22,763	22,763
貸倒引当金	—	—	△22,763	△22,763
	—	—	—	—
資産計	—	521,748	—	521,748
長期借入金	—	65,788	—	65,788
負債計	—	65,788	—	65,788

(注) 1. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めておりません。

当該投資信託の連結貸借対照表計上額は103,703千円であります。

2. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式等は取引所の価格によっています。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で市場価格のない社債及び満期保有目的の債券の時価は取引金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

貸付先ごとに回収予定時期を見積もり、その将来キャッシュ・フローと期末時点における元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当事業年度
PRコンサルティングサービス	2,150,462
メディアプラットフォームサービス	195,173
不動産事業	353,383
顧客との契約から生じる収益	2,699,018
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,699,018

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「4.会計方針に関する事項」の「(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権 (※1)	61,082	87,973
契約負債(※2)	354,711	414,920

(※1) 連結貸借対照表上「売掛金」に計上しております。

(※2) 連結貸借対照表上「前受金」及び「固定負債のその他」に計上しております。契約負債は主に、履行義務が一定の期間にわたり充足されるものの対価について、顧客から受領した前受金で、契約期間又はサービス提供期間の履行義務の充足に従い収益へ振り替えられます。また、一時点で収益を認識する取引においても、顧客による検収又はサービス提供の完了前に既に受領した対価の一部を前受金及び長期前受金として計上しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は262,323千円であります。また、当連結会計年度における契約負債の重要な変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	644円	39銭
1 株当たり当期純利益	35円	79銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

企業結合に関する注記

(株式会社クロスロードの株式取得による連結子会社化)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社クロスロード

事業の内容：不動産事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、主力事業である PR 事業を通じて、日本全国の中小・中堅企業及び医療機関・クリニックを中心とした顧客基盤を構築し、現在、約2,500社の企業・医療機関が当社のPRサービスを継続的にご利用いただいております。過去のお取引先を含めると、累計で 7,000 社を超える事業者とのリレーションを有しております。これらの顧客との対話を通じて、広報・PR 領域にとどまらず、事業成長を支える中長期的な資産形成や、安定的な資金運用に関するご相談を受ける機会が近年増加しております。

特に、中小・中堅企業や医療機関・クリニックにおいては、事業から生み出された余剰資金の運用手段として、不動産を活用した資産形成への関心が根強く存在する一方で、物件規模や投資金額、運用負担といった点が参入障壁となり、選択肢が限定されているケースも少なくありません。このような状況のもと、安定的な収益性を有する不動産を、より柔軟な形で保有・運用できるスキームに対するニーズは、今後も拡大していくものと認識しております。

当社は、これまで不動産事業を本格的に展開しておりませんでした。既存の顧客基盤との高い親和性に加え、PR 事業を通じて培ってきた情報発信力及びブランディングノウハウを活用することで、不動産の価値向上や運用効率の改善に寄与できると判断いたしました。また、不動産を単なる保有資産として捉えるのではなく、将来的には不動産の小口化やデジタル技術を活用したトークン化等を視野に入れることで、資産運用の選択肢を広げ、より多様な投資ニーズに応える可能性があるものと考えております。

以上の背景を踏まえ、当社グループにおける新たな成長領域として、不動産の取得・運用を基盤とした不動産事業へ参入することとし、本件株式取得を通じて、安定的な収益基盤の構築を図ると共に、中長期的には当社グループの事業ポートフォリオの多様化及び企業価値向上を目指してまいります。

(3) 企業結合日

2026年3月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

66%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2026年3月1日から2026年5月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得に伴い支出した現金	6,600千円
取得原価	6,600千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 600千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

5,482千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	244,072千円
固定資産	6,161千円
資産合計	250,233千円
流動負債	96,694千円
固定負債	151,845千円
負債合計	248,539千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	340,472千円
営業損失	△5,146千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(株式会社田辺観光バスの株式取得による連結子会社化)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社田辺観光バス

事業の内容：観光事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、主力事業である PR 事業を通じて、日本全国の中小・中堅企業及び医療機関・クリニックを中心とした顧客基盤を構築し、現在、約2,500社の企業・医療機関が当社のPRサービスを継続的にご利用いただいております。過去のお取引先を含めると、累計で 7,000 社を超える事業者とのリレーションを有しております。これらの顧客との対話を通じて、広報・PR 領域にとどまらず、集客支援や観光需要の取り込み、来訪者対応といった領域に関するご相談を受ける機会も増加しております。

近年の外部環境としては、訪日外国人旅行者数の回復及び中長期的な増加が見込まれる中、特に大阪エリアにおいては、今後開催が予定されている国際的な大型イベント（いわゆる大阪 IR の開業を含む）を契機として、国内外からの観光需要が一層拡大することが期待されております。これに伴い、団体旅行や企業・団体向けの移動手段として、観光バスをはじめとする輸送サービスの需要は、今後も安定的に推移するものと想定しております。

一方で、観光バス業界においては、慢性的なドライバー不足や車両投資負担の増加などの課題を背景に、事業者の再編や事業承継ニーズが顕在化しており、適切な運営体制及び成長戦略を有する事業者による事業拡大の余地が存在すると認識しております。当社としては、既存の PR 事業を通じて培ってきた集客・ブランディング支援のノウハウや、全国の中小・中堅企業とのリレーションを活かすことで、観光バス事業においても、単なる輸送サービスにとどまらない付加価値の創出が可能であると判断いたしました。

以上の背景を踏まえ、当社グループにおける新たな成長領域として、今後のインバウンド需要及び国内観光需要の拡大が見込まれる観光バス事業へ参入することとし、その第一歩として、観光バス事業を展開する会社の株式を取得することとし、本件株式取得により、当社グループの事業ポートフォリオの多角化を図ると共に、中長期的な収益基盤の拡充を目指してまいります。

(3) 企業結合日

株式取得日 2026年3月1日

みなし取得日 2026年5月31日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社 E n J o u r n e y

(6) 取得した議決権比率

51%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度では貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間はありません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得に伴い支出した現金	5,100千円
取得原価	5,100千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーフィー費用等 600千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

9,228千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	58,690千円
固定資産	54,654千円
資産合計	113,345千円
流動負債	7,069千円
固定負債	-千円
負債合計	7,069千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	25,573千円
営業損失	△27,896千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

(株式会社ホタルスの株式取得による連結子会社化)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ホタルス

事業の内容：訪日観光事業

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社 E n J o u r n e y（株式会社田辺観光バス）は、2026年3月より株式会社 E n j i n のグループ傘下に入り、E n j i n が有する全国約 2,500 社の顧客基盤やブランディングノウハウを活かした、新たな観光・輸送サービスの構築を進めております。近年の観光市場においては、訪日外国人旅行者の増加や大阪 IR の開業を控えた関西圏を中心とする需要拡大など、外部環境は極めて好調に推移しております。一方で、観光バス事業を核としたさらなる成長を実現するためには、単なる移動手段の提供にとどまらず、旅全体の付加価値を高める「コンテンツ力」や「企画力」の強化が急務となっております。株式会社ホタルスは、観光事業において独自の強みとネットワークを有しており、同社を孫会社化することでインバウンド需要や富裕層向け観光など、多様化するニーズに応える高品質な体験型ツアーの提供など観光コンテンツの拡充と高付加価値提供のシナジー創出が可能であると判断いたしました。

観光バス業界におけるドライバー不足や車両投資負担といった課題に対し、事業規模の拡大を通じた運行管理の効率化及びリソースの最適配置を行い、中長期的な収益基盤の安定化を図ってまいります。

(3) 企業結合日

株式取得日 2026年4月1日

みなし取得日 2026年5月31日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

51%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度では貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間はありません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得に伴い支出した現金	51,000千円
取得原価	51,000千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーフィー費用等 1,000千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

46,444千円

なお、のれんの金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

- (3) 償却方法及び償却期間
7年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	76,973千円
固定資産	14,403千円
資産合計	91,377千円
流動負債	33,028千円
固定負債	39,204千円
負債合計	72,233千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	481,853千円
営業利益	21,102千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,996,728	流 動 負 債	563,744
現 金 及 び 預 金	1,475,379	買 掛 金	33,273
売 掛 金	33,386	未 払 金	25,328
棚 卸 資 産	6,773	未 払 費 用	43,989
未 収 入 金	217,369	未 払 法 人 税 等	6,077
前 払 費 用	85,440	前 受 金	408,825
そ の 他	184,776	賞 与 引 当 金	28,518
貸 倒 引 当 金	△6,397	そ の 他	17,732
固 定 資 産	2,989,478	固 定 負 債	264
有 形 固 定 資 産	105,898	長 期 前 受 金	264
建 物	77,344	負 債 合 計	564,008
車 両 運 搬 具	13,366	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	11,501	株 主 資 本	4,419,077
土 地	3,686	資 本 金	905,856
無 形 固 定 資 産	17,637	資 本 剰 余 金	910,441
ソ フ ト ウ エ ア	17,637	資 本 準 備 金	875,856
投 資 そ の 他 の 資 産	2,865,942	そ の 他 資 本 剰 余 金	34,584
投 資 有 価 証 券	1,536,398	利 益 剰 余 金	3,067,184
子 会 社 株 式	276,400	利 益 準 備 金	118,612
長 期 貸 付 金	926,160	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,948,571
破 産 更 生 債 権	22,763	繰 越 利 益 剰 余 金	2,948,571
繰 延 税 金 資 産	40,030	自 己 株 式	△464,404
そ の 他	86,953	評 価 ・ 換 算 差 額 金 等	△4,116
貸 倒 引 当 金	△22,763	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,116
		新 株 予 約 権	7,238
		純 資 産 合 計	4,422,199
資 産 合 計	4,986,207	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,986,207

損 益 計 算 書

(2025年 6 月 1 日から
2026年 5 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			2,254,901
売 上 原 価			481,912
売 上 総 利 益			1,772,989
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,392,910
営 業 利 益			380,078
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	11,534		
有 価 証 券 利 息	28,448		
有 価 証 券 売 却 益	6,624		
為 替 差 益	12,531		
そ の 他	5,447		64,585
営 業 外 費 用			
投 資 事 業 組 合 運 用 損	8,189		
固 定 資 産 除 却 損	797		
自 己 株 式 取 得 費 用	1,251		
和 解 金	8,350		
そ の 他	561		19,150
経 常 利 益			425,514
特 別 利 益			
会 員 権 売 却 益	578		
新 株 予 約 権 戻 入 益	646		1,225
特 別 損 失			
減 損 損 失	43,973		43,973
税 引 前 当 期 純 利 益			382,766
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			108,054
法 人 税 等 調 整 額			16,876
当 期 純 利 益			257,834

株主資本等変動計算書

(2025年 6 月 1 日から
2026年 5 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株主資本									評価・換 算差額等	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益準備 金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計					
当 期 首 残 高	905,162	875,162	—	875,162	86,883	3,039,758	3,126,641	△259,254	4,647,711	415	7,884	4,656,012
当 期 変 動 額												
新株の発行（新株 予約権の 行使）	694	694	—	694	—	—	—	—	1,388	—	—	1,388
剰余金の 配当	—	—	—	—	31,729	△349,020	△317,291	—	△317,291	—	—	△317,291
当期純利 益	—	—	—	—	—	257,834	257,834	—	257,834	—	—	257,834
自己株式 の取得	—	—	—	—	—	—	—	△166,906	△166,906	—	—	△166,906
譲渡制限 付株式報 酬	—	—	34,584	34,584	—	—	—	△38,243	△3,659	—	—	△3,659
新株予約 権の消却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△646	△646
株主資本 以外の項 目の当期 変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△4,532	—	△4,532
当期変動 額合計	694	694	34,584	35,279	31,729	△91,186	△59,457	△205,149	△228,633	△4,532	△646	△233,811
当 期 末 残 高	905,856	875,856	34,584	910,441	118,612	2,948,571	3,067,183	△464,404	4,419,077	△4,116	7,238	4,422,199

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券	個別法による原価法
②子会社株式	移動平均法による原価法
③その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
-------	---

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	6～38年
車 両 運 搬 具	2～6年
工 具、器 具 及 び 備 品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソ フ ト ウ エ ア	自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
-------------	--

3. 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 賞与引当金 | 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 |

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

PRコンサルティングサービス

当社は、複数のメディアを活用し、クライアントのニーズに合わせた企業メッセージ発信を支援しています。テレビ、新聞、雑誌、ラジオといった既存メディアに加え、自社メディアを通じたWEB/SNS展開を可能にするマルチメディア戦略により、クライアントのブランド価値を多角的に最大化しています。

収益の認識については、契約内容において一定期間で履行義務が充足される場合は、契約期間にわたり均等に、契約に定められた金額に基づき収益を認識することとしております。一時点で履行義務が充足される場合は、役務の提供完了時点で履行義務を充足したとして収益を認識しております。

メディアプラットフォームサービス

PRプランナーを介さずにPC・スマートフォン上でメディアマッチングができるサービス「メディチョク」を展開しています。このプラットフォームでは、顧客はメディアへ情報発信ができ、メディアは掲載情報募集ができます。これにより、双方の情報を確認し、直接的なメディアリレーションが可能です。顧客はメディアからのオファーに積極的にアプローチすることもできます。

収益の認識については、一定期間で履行義務が充足される場合は、契約に定められた月額提供金額に基づき収益を認識することとしております。顧客に対するソリューションサービスのうち、一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

なお、当社の取引に関する支払条件は通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳	
仕掛品	6,417千円
貯蔵品	356千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	179,261千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	4,706千円
長期金銭債権	699,000千円
短期金銭債務	550千円
4. 役員等に対する金銭債権債務	
金銭債権	86,538千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
販売費及び一般管理費	6,000千円
営業取引以外の取引高	1,625千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	237,267株	240,615株	一株	477,882株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	205,615株
譲渡制限付株式の返却による増加	35,000株

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,041千円
貸倒引当金	9,191千円
賞与引当金	8,998千円
その他有価証券評価差額金	12,033千円
資産除去債務	7,393千円
その他	10,513千円
繰延税金資産小計	50,169千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△10,138千円
繰延税金負債合計	△10,138千円
繰延税金資産の純額	40,030千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社クロスロード	所有 直接 66%	資金の貸借	運転資金の貸付 利息の受取 (注) 1	542,000 1,209	長期貸付金 未収入金	542,000 1,209
	株式会社 En Journey	所有 直接 51%	資金の貸借	運転資金の貸付 利息の受取 (注) 1	157,000 416	長期貸付金 未収入金	157,000 416

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

金銭の貸借に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	平田 佑司	被所有 直接 1.46%	資金の貸借	資金の貸付 利息の受取 (注) 1	— 764	長期貸付金 未収入金	85,000 1,538
元役員が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	株式会社 Wise Wealth (注) 2	被所有 直接 2.24%	資金の貸借	資金の貸付 利息の受取 (注) 1	19,850 727	長期貸付金 未収入金	122,160 —

(注) 1.取引条件及び取引条件の決定方針等

金銭の貸借に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2.株式会社Wise Wealthは、当社元取締役原口博光氏が議決権の100%を直接保有しております。

3.原口博光氏は、2026年1月14日をもちまして当社取締役を辞任しております。期末残高については同日現在の残高を記載しております。

収益認識に関する注記

連結計算書類の注記表「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	647円	32銭
1 株当たり当期純利益	36円	88銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月23日

株式会社 E n j i n
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 筧 悦 生
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 戸 塚 雅 春
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 E n j i n の2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 E n j i n 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年7月23日

株式会社 E n j i n
取締役会 御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 筧 悦生
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 戸塚 雅春
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 E n j i n の2025年6月1日から2026年5月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかと共に、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施いたしました。

記

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月23日

株式会社 E n j i n 監査等委員会

監査等委員 吉 田 桂 公 ㊞

監査等委員 工 藤 竜之進 ㊞

監査等委員 古 田 靖 幸 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階 日本橋ホール



〔交通〕 電車のご利用案内

地下鉄東京メトロ銀座線・東西線「日本橋」駅 直結

地下鉄都営浅草線「日本橋」駅 徒歩1分

JR「東京」駅 徒歩5分

※日本橋高島屋三井ビルディング B1階及び1階よりオフィスエレベーターをご利用の上、ご来場ください。

日本橋高島屋S.C.「本館」及び「新館」からのアクセスはできませんので、ご注意願います。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。